

区役所からの  
お知らせあなたも国勢調査員に  
なりませんか

来年、令和2年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が行われます。国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国のもっとも重要な統計調査で、5年に一度実施されます。国勢調査の結果は、福祉・生活環境・災害対策など、日本の未来をつくるための施策の計画策定などに活用されています。

国勢調査にご協力いただける方を広く募集します。

## ◆国勢調査員の仕事

調査についての説明と調査書類の配布、調査票の回収、調査票の整理と提出

## ◆業務期間

令和2年8月下旬～10月(予定)

## ◆調査員の報酬

調査終了後、受け持ち数により報酬が支払われます。

## ◆募集要件

原則20歳以上の方で、調査事務に理解と熱意をもって携わっていただける方

問合 総務課(統計) 4階(41)番  
☎6915-9626

令和元年10月1日から  
年金生活者支援給付金制度が始まります

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

## ■対象となる方

- ① 老齢基礎年金を受給している方 ※以下の要件をすべて満たしている必要があります。
  - 65歳以上である
  - 世帯員全員が市町村民税が非課税となっている
  - 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- ② 障がい基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
  - ※以下の要件を満たしている必要があります。
  - 前年の所得額が約462万円以下である

## ■請求手続き

- ① 平成31年4月1日以前から年金を受給している方  
対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月から順次送付されています。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)を記入し提出してください。
  - ② 平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金の請求手続きを行う際に、併せて給付金の請求手続きをしてください。
- ★日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。  
日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。



問合 給付金専用ダイヤル  
☎0570-05-4092(ナビダイヤル) ☎6931-4738(城東年金事務所)  
※問合せ可能日時/月曜日 8時30分～19時、火～金曜日 8時30分～17時15分、  
第2土曜日 9時30分～16時

## 10月は『犬・猫を正しく飼う運動強調月間』です!

世の中は動物の好きな人ばかりではありませんが、動物が多くの人に愛され、人間社会の中で共存できるように、次のことを守って、他人に迷惑をかけないよう適正飼養に努めましょう。



## 🐾 トイレトレーニングをしましょう 🐾

ふん・尿の放置は不衛生で、誰にとっても不快です。普段から、ふん・尿は自宅で済ませることができるようトイレトレーニングを行い、散歩に出かける前に自宅で排泄させましょう。散歩のときに排泄してしまった場合に備え、ふん・尿を取るためのティッシュやペットシート、洗い流すための十分な水等を携帯し、必ず飼い主が責任をもって後始末をしましょう。

## 🐾 無責任な放し飼いは止めましょう 🐾

交通事故や虐待、感染症等から守るためにも、放し飼いは止めましょう。特に猫は、放し飼いにし、他人の家等をふん・尿等で汚したり、物を壊したりして、他人に迷惑をかけることもありますので、ぜひ室内で飼育しましょう。

犬の放し飼いは条例により禁止されています。絶対にしてはいけません。公園など公共の場所ではリードを外さず、しっかり愛犬を制御してください。また、伸縮性のあるロングリードは、犬を制御しきれない場合があるうえ、伸張時にリードが見えにくくなり危険ですので注意してください。

## 🐾 愛情と責任をもって終生飼いましょう 🐾

犬や猫を捨てることは「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反し、罰則が課せられます。

## 「街ねこ活動」について



大阪市は、地域の合意と協力のもと、その地域に住む野良猫の不妊去勢手術を行い、一代限りの猫として地域の皆さんが主体となって適正に管理していく「街ねこ活動」のお手伝いをしています。詳しくは大阪市ホームページ「所有者不明猫適正管理推進事業」をご覧ください。



問合 保健福祉課(生活衛生) 1階(11)番 ☎6915-9973

## \ 医療証を更新します /

障がい者医療証、子ども医療証、ひとり親家庭医療証を更新します。

- ◆障がい者医療証…オレンジ色→うぐいす色
- ◆ひとり親家庭医療証…桃色→あさぎ色  
(子ども医療証は色の変更はありません)

資格要件を満たす方には、10月下旬に新しい医療証をお送りします。現在、お持ちの医療証は11月1日から使えなくなりますので、10月末までに新しい医療証が届かない場合はご連絡ください。

※子ども医療証については、有効期限が平成31年(令和元年)10月31日までの方が更新対象です。それ以外の方は引き続きご利用ください。

問合 子ども医療・ひとり親医療…  
保健福祉課(子育て支援)1階(12)番 ☎6915-9107  
重度障がい者医療…  
保健福祉課(障がい者支援)1階(13)番 ☎6915-9857

## 国民健康保険被保険者証を更新します

11月1日に国民健康保険被保険者証(以下「保険証」という)を更新するため、新しい保険証(緑色)を10月中に区役所から転送不要の簡易書留郵便で送付します。

簡易書留郵便はポストには投函されませんので、配達時にご不在の場合は、投函された「郵便物等お預かりのお知らせ」に書かれた方法でお受け取りください。また、10月中に届かない場合や、郵便局の保管期限が過ぎた場合、保険証の記載内容に変更がある場合は「郵便物等お預かりのお知らせ」(お持ちの方)または本人確認資料、今お持ちの保険証、印かんを持って、窓口サービス課(保険年金)までお越しください。

なお、10月31日までに75歳になられる方には、すでに後期高齢者医療被保険者証を送付しています。

問合 窓口サービス課(保険年金) 3階(31)番 ☎6915-9956